

定 款

社会福祉法人たちばな福社会

社会福祉法人たちばな福社会 定款

第1章 総 則

(目 的)

第 1 条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成されるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第二種社会福祉事業

- (イ) 幼保連携型認定こども園の経営
- (ロ) 一時預かり事業の経営

(名 称)

第 2 条 この法人は、社会福祉法人たちばな福社会という。

(経営の原則等)

第 3 条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、地域の子育て世帯を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第 4 条 この法人の事務所を大阪府守口市大久保町4丁目1番20号に置く。

第2章 評議員

(評議員の定数)

第 5 条 この法人に評議員7名以上置く。

(評議員の選任及び解任)

第 6 条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

2 評議員選任・解任委員会は、監事1名、事務局員1名、外部委員1名の合計3名で構成する。

3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適

任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

(評議員の任期)

第7条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。

- 3 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第8条 評議員の報酬については、各年度の総額が100,000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

第3章 評議員会

(構成)

第9条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第10条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第11条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後3ヶ月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第12条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第13条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 定款の変更

(3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第15条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第14条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名が、これに記名押印する。

第4章 役員及び職員

(役員の定数)

第15条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事 6名以上

(2) 監事 2名以上

2 理事のうち1名を理事長とする。

3 理事長以外の理事のうち、1名を業務執行理事とすることができる。

(役員を選任)

第16条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第17条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 理事長及び業務執行理事は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第18条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第19条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 理事又は監事は、第15条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第20条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第21条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(職員)

第22条 この法人に、職員を置く。

2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。

3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

(構成)

第23条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第24条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第25条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第26条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案について異議を述べたときを除く。)は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第27条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 当該理事会に出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 資産及び会計

(資産の区分)

第28条 この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産の二種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

(1) 現金 10,000,000円

(2) 大阪府守口市大久保町4丁目72番地、所在の鉄筋コンクリート造陸屋根3階建
たちばな東こども園 園舎 1棟

1階 385.49平方メートル

2階 430.45平方メートル

3階 291.53平方メートル

延床面積 1107.47平方メートル

物置 鉄筋コンクリート造合金メッキ鋼板ぶき平屋建

11.02平方メートル

3 その他財産は、基本財産以外の財産とする。

- 4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

第29条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、守口市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、守口市長の承認は必要としない。

- (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- (2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

(資産の管理)

第30条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

第31条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第32条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
- (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿

- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第33条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第34条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第35条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

第7章 解 散

(解 散)

第36条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第37条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第8章 定款の変更

(定款の変更)

第38条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、守口市長の認可（社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を守口市長に届け出なければならない。

第9章 公告の方法その他

(公告の方法)

第39条 この法人の公告は、社会福祉法人たちばな福祉会の掲示場に掲示するとともに、

官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第40条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理事長	邨	橋	雅	廣
理事	中	本	久	美子
〃	三	森	定	昭
〃	松	井	基	雄
〃	田	中	啓	子
〃	片	山	喜	章
監事	神	吉	康	史
〃	安	家	比	呂志

社会福祉法人たちばな福祉会 定款施行細則

第1章 総則

(目的)

第1条 この細則は、社会福祉法人たちばな福祉会（以下「法人」という。）の定款第40条の規定により、法人の組織運営について、必要な事項を定めるものとする。

第2章 理事会

(議決事項)

第2条 この理事会で決定すべき法人の業務は次のとおりとする。

- (1) 予算及び事業計画
- (2) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- (3) 決算及び事業報告
- (4) 定款の変更
- (5) 法人が経営する社会福祉施設の許認可、補助金の申請等に関する事項
- (6) 施設長の任免その他重要な人事
- (7) 基本財産の処分、担保提供に関する事項
- (8) 予算に計上されていない資金の借入
- (9) 法人運営に関する規則、規程等の制定及び変更
- (10) 施設の用に供する財産に関する契約その他の重要な契約
- (11) 寄付金の募集に関する事項
- (12) 合併、解散及び解散した場合における残余財産の帰属者の選定
- (13) 新たな事業の経営又は受託
- (14) 理事長個人と利益相反する行為となる事項及び双方代理となる事項についての理事長職務代理者の選任
- (15) その他法人の業務に関する重要事項

第3条 理事会へ報告すべき法人の業務は次のとおりとする。

- (1) 監事の監査結果
- (2) 守口市長の監査結果（改善指示がある場合は、その改善状況）
- (3) 監督官庁が実施した検査又は調査の結果（改善指示がある場合は、その改善状況）
- (4) 本細則第14条の規定により理事長が専決した事項
- (5) その他役員から報告を求められた事項

(理事会の招集及び議長)

第4条 理事会は、毎会計年度につき3回以上、理事長が招集する。

2 理事長は、理事会を招集するときは、会議に付議すべき事項及びその内容並びに日時及び場所を示した書面をもって、開催日の少なくとも7日前までに役員に通知しなければならない。ただし、定款第25条第2項に基づき理事会を招集する場合は、この限りでない。

3 理事会の議長は、理事の互選によりその都度選任する。

(議決権の委任禁止及び行使の制限ならびに書面表決)

第 5 条 理事は、理事会に出席できない事由のいかんを問わず、その議決権を他の理事に委任してはならない。

2 定款第 26 条第 2 項に規定する書面は別紙様式のとおりとし、開催日の少なくとも 1 日前に理事長に提出しなければならない。

3 理事は、建設工事請負や物品納入等の契約のための入札価格の決定や業者選定等に係る議事において、特別の利害関係を有するときは、その議決権を行使してはならない。

(議事録)

第 6 条 理事会の議事については、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日付及び場所
- (2) 理事の総数及び現在数
- (3) 会議に出席した役員の氏名
- (4) 会議に付議された事項及びその内容
- (5) 議事の経過の要領及びその結果

2 議事録は、議案書及び案件に係る資料を添付して保存するものとする。

(欠席した役員への報告)

第 7 条 理事長は、理事会に欠席した役員に対して議事の経過の要領及びその結果を記録した書面を理事会終了後 7 日以内に送付するものとする。

第 3 章 監事

(監査の実施)

第 8 条 定款第 18 条に規定する監事の決算監査は、事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書を作成した後、速やかに実施されなければならない。

2 監事は、前項の監査のほか、必要があると認めるときは、法人の運営及び事業の実施状況等について、随時必要な時期に監査を実施することができる。

3 監事は、前 2 項の監査を実施するときは、あらかじめ監査事項を決めておくものとする。

(監査報告書)

第 9 条 監査報告書は、前条第 3 項の監査事項に関する監査の結果を記載した書面を添付して作成するものとする。

第 4 章 役員及び評議員の選任

(選任手続)

第 10 条 理事長は、役員の任期が満了するまでに、その後任者の選任について評議員会の承認を得なければならない。

2 理事長は、評議員の任期が満了するまでに、その後任者を理事会で推薦し、「評議員選任・解任委員会」に提案する。その選任については「評議員選任・解任委員会」において行う。

3 理事長は、役員及び評議員の就任予定者が法令等で定める欠格事項に該当していないかを確認しなければならないものとし、そのために身分証明書(宣誓書に代えることを妨げない。)及び履歴書の提出を受けるものとする。

4 理事長は、理事会の議決を得た後、選任された役員及び評議員に対し委嘱状を交付しなけ

ればならない。

委嘱状を交付された役員及び評議員は、速やかに就任承諾書に印鑑登録証明書を添え理事長あてに提出しなければならない。但し、再任の役員にあたっては印鑑登録証明の提出は不要とする。

(辞任)

第11条 役員及び評議員は、やむを得ない事由により任期の途中で辞任しようとするときは、あらかじめ理事長に書面で届け出るものとする。

(欠員の補充)

第12条 理事長は、前条の辞任の届け出があったとき又は役員又は評議員の欠員が生じたときは、速やかにその欠員を補充するように努めなければならない。

2 前項の欠員の生じた掛合における後任者の選任手続については、本細則第10条の規定を準用する。この場合において、同条第1項及び第2項中「の任期が満了するまでに」とあるのは「が辞任しようとするとき又は退任したときは」とそれぞれ読み替えるものとする。

(役員名簿及び評議員名簿)

第13条 理事長は、役員の選任後速やかに、次の各号に掲げる事項を記載した役員名簿を作成し、これを保存しなければならない。

- (1) 役員の役職名
- (2) 役員の氏名並びにその年齢
- (3) 役員の住所及び職業
- (4) 特殊関係人の有無
- (5) 役員資格等
- (6) 当初就任年月日及び現在の任期
- (7) 報酬

2 前項中本文及び第2号から第5号までの規定は、評議員の選任についても適用する。この場合において、同項中「役員」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

第5章 事務の専決

(事務の専決)

第14条 定款第24条に基づき、理事長が専決することのできる事項は、別表のとおりとする。

(専決の報告)

第15条 定款第24条に基づき、理事長が報告すべき事項のうち、その内容が重要であると認められる事項については、速やかに文書又は口頭により理事会に報告しなければならない。

附 則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

この細則は、平成25年4月1日から施行する。

この細則は、平成29年4月1日から施行する。

別 表

理事長専決事項

- 1 職員（施設長及び重要なものを除く。）の任免に関する事
- 2 職員の日常の労務管理及び福利厚生に関する事
- 3 債権の免除・効力の変更のうち、当該処分が法人に有利であると認められるもの、その他やむを得ない特別の理由があると認められるもの
（ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。）
- 4 設備資金の借入に係る契約であって予算の範囲内のもの
- 5 工事又は製造の請負については、250万円以下の契約を、食料品、物品等の買入については、160万円以下の契約を締結すること
- 6 緊急を要する物品の購入等
- 7 基本財産以外の固定資産の取得及び改良等のための支出で、予算計上されていない1件160万円以下のもの
- 8 運用財産（土地、建物及び補助事業により取得した設備を除く。）のうち、損傷その他の理由により、不要となった物品又は修理を加えても使用に耐えないと認められる物品で、取得価額が1件500万円未満のものの処分に関するもの
- 9 予算の編成ならびに予算の流用に関する事項
- 10 事業報告書の作成及び決算事務に関する事項
- 11 予算上の予備費の支出
- 12 児童の日常の処遇に関する事
- 13 寄付金の受入れに関する決定（ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。）
- 14 施設長その他の職員の出張命令及び復命に関する事
- 15 施設長その他の職員の服務に関する申請の許可又は届出の承認に関する事
- 16 職員（施設長及び重要なものを除く。）の昇給及び昇格に関する事
- 17 各種証明書の交付に関する事
- 18 行政官庁からの照会に関する事
- 19 その他理事会において承認を受けた業務に関する事